

東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

- 7 福地地第 2 5 7 号
平成 7 年 8 月 2 9 日
- 改正 8 福地地第 3 5 7 号
平成 8 年 8 月 2 0 日
- 改正 9 福地地第 4 0 2 号
平成 9 年 9 月 3 0 日
- 改正 10 福地地第 6 9 5 号
平成 1 1 年 2 月 5 日
- 改正 12 福地地第 1 5 0 号
平成 1 2 年 4 月 1 日
- 改正 13 福生地第 1 2 6 号
平成 1 3 年 4 月 1 日
- 改正 14 福生地第 5 3 号
平成 1 4 年 4 月 1 日
- 改正 15 福生地第 5 1 4 号
平成 1 5 年 4 月 1 日
- 改正 16 福生地第 2 1 0 号
平成 1 6 年 4 月 1 日
- 改正 16 福生地第 7 7 6 号
平成 1 6 年 8 月 1 日
- 改正 17 福保生地第 1333 号
平成 1 7 年 12 月 26 日
- 改正 17 福保生地第 1392 号
平成 1 8 年 1 月 13 日
- 改正 18 福保生地第 378 号
平成 1 8 年 6 月 6 日
- 改正 19 福保生地第 1551 号
平成 2 0 年 1 月 10 日
- 改正 19 福保生地第 1987 号
平成 2 0 年 3 月 1 8 日
- 改正 20 福保生地第 478 号
平成 2 0 年 7 月 1 日
- 改正 20 福保生地第 880 号
平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日
- 改正 21 福保生地第 1 0 号
平成 2 1 年 4 月 1 0 日

- 改正 21福保生地第1381号
平成22年2月9日
- 改正 22福保生地第70号
平成22年4月23日
- 改正 22福保生地第635号
平成22年8月23日
- 改正 25福保生地第1075号
平成26年1月10日
- 改正 26福保生地第12号
平成26年4月10日
- 改正 26福保生地第501号
平成26年7月28日

第1 目 的

この要綱は、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年条例第33号。以下「条例」という。）第28条に基づき、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 会長の設置及び権限

協議会に委員の互選による会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門員は、会長が指名する。

第3 招 集

協議会は、会長が招集する。

第4 定足数及び表決数

協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員により調査審議するが、これらの委員の意見が一致しない場合は採決による過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、会長は、委員として、採決に加わることができない。

第5 臨時委員及び専門員

臨時委員においては、条例第28条第6号に基づく特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門員においては、同条7号に基づく専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

第6 部会及び部会長

協議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について協議会に報告するものとする。

第7 幹 事

協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の運営について補佐をする。

第8 公 開

協議会の会議は、公開で行うものとする。

- 2 協議会の会議録等は、開示を原則とする。
ただし、協議会の決定により一部非公開等の取扱いとすることができる。

第9 庶 務

協議会の庶務は、福祉保健局生活福祉部において処理する。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月 9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から適用する。

別 表

政策企画局	計画部長
青少年・治安対策本部	総合対策部長
総務局	総務部長
	行政部長
財務局	主計部長
	建築保全部長
主税局	税制部長
生活文化局	総務部長
オリンピック・パラリンピック準備局	総務部長
都市整備局	都市づくり政策部長
	市街地建築部長
	住宅政策担当部長
環境局	環境政策担当部長
福祉保健局	生活福祉部長
	高齢社会対策部長
	少子社会対策部長
	障害者施策推進部長
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長
建設局	企画担当部長
	道路保全担当部長
港湾局	港湾整備部長
交通局	企画担当部長
	建設工務部長
東京消防庁	防災部長
警視庁	総務部企画課長
教育庁	教育政策担当部長